

※公民館使用にあたっての主な Q.&A.

Q1. 公民館は個人で使用することはできますか？自分ひとりだけで、ゆっくり勉強したいのですが…

→A.使用できます。

Q2. 公民館で子どもを集めて勉強会をしたいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。ただし、参加費等は無償あるいは資料代等の実費負担としている場合に限ります。

Q3. 公民館で講師として月謝等をもって、定期的に教室を開催したいのですがどうしたらいいですか？

→A.講師個人の方が、謝礼等を徴収する目的で定期的に教室を開いて、使用することは原則できません。この場合、使用いただくには、受講生の方が、自主的に5人以上のクラブ等を組織していただき、定期利用団体登録を行って使用していただくこととなります。登録にあたっては、クラブ員の方は半数以上が泉南市民であり、講師が代表を兼ねることはできない、クラブ員の会費は1人1か月3600円以内、講師の方への謝礼は、1回あたり7500円までなどの規定があります。定期登録は書式があり、随時受付できますので樽井公民館にお越しください。また、5人以上のクラブ員が集まらない場合は事前にご相談ください。なお、1年以上登録、活動して、クラブ協議会等に参加していただく和使用料の減免措置が受けられる場合もあります。

Q4. 事業者（会社（NPO 法人等含む）・店舗等）ですが、社内会議を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。

Q5. 事業者（会社（NPO 法人等含む）・店舗等）ですが、職員採用試験や面接を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。

Q6. 事業者（会社（NPO 法人等含む）・店舗等）ですが、複数の企業、団体が参加する会議を本社が代表となって実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。ただし、当日、看板等を設置するのは館内のみとし、館外に設置することはご遠慮ください。

Q7. ○○株式会社ですが、株主総会を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。ただし、当日、看板等を設置するのは館内のみとし、館外に設置することはご遠慮ください。

Q8. 事業者（会社（NPO 法人等含む）・店舗等）ですが、自社製品の袋詰め等をしたいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。

Q9. 事業者（会社（NPO 法人等含む）・店舗等）ですが、社員、従業員対象の研修会、セミナーを実施したいのですが、使用できますか。

→A. 使用できます。

Q10. 事業者（会社（NPO 法人等含む）・店舗等）ですが、無料体験会等を実施したいのですが、使用できますか？

→A. 使用できます。ただし、使用中に商品の斡旋、勧誘、販売することはできません。

Q11. 地域の方々を対象に単発の陶芸教室を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できますが、参加費等は無償又は実費負担のみとしている場合に限ります。
(定期利用の場合は、Q3 参照)

Q12. 公民館以外の場所で有料で行われている音楽教室等で、生徒の発表会、お誕生日会、クリスマス会等をしたいのですが、使用できますか？

→A.使用できますが、参加費等は無償又は実費負担のみとしている場合に限ります。また、飲食はできません。ただし、午前から午後、午後から夜間の食事時間をまたぐような使用の場合、使用する室内で昼食、夕食をとることは可能です。

Q13. 地域の方々を対象にカラオケ大会を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できますが、参加費等は無償又は実費負担のみとしている場合に限ります。

Q14. 飲食店を経営していますが、お店のお客さんを集めてカラオケ大会を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できますが、参加費等は無償又は実費負担のみとしている場合に限ります。また、飲食はできません。ただし、午前から午後、午後から夜間の食事時間をまたぐような使用の場合、使用する室内で昼食、夕食をとることは可能です。

Q15. ○○会（任意団体等）ですが、総会等（定期・臨時）を実施したいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。

Q16. 政党・政治団体ですが、党・団体の会議、党員・構成員等を対象とした講演会、セミナーをしたいのですが、使用できますか？

→A.使用できます。ただし、党・団体の党員・構成員等が対象のものに限られ、一般の方への政党・政治団体への勧誘等はできません。